

令和5年度全国高等学校総合体育大会
江別市実行委員会第1回総会

日時：令和4年5月18日（水）設立総会後
場所：江別市民会館37号

次 第

1 開 会

2 審議事項

議案第1号	令和5年度全国高等学校総合体育大会 江別市実行委員会令和4年度事業計画（案）	P1
議案第2号	令和5年度全国高等学校総合体育大会 江別市実行委員会令和4年度収支予算（案）	P2
議案第3号	令和5年度全国高等学校総合体育大会 競技種目別大会ポスター図案募集要項（案）	P3
議案第4号	令和5年度全国高等学校総合体育大会 江別市実行委員会事務局規定（案）	P6

3 その他

4 閉 会

令和 5 年度全国高等学校総合体育大会
江別市実行委員会令和 4 年度事業計画（案）

1 会議の開催

江別市実行委員会総会の開催

2 関係機関、団体等との連絡・調整

- (1) 北海道実行委員会との連絡・調整
- (2) 高体連専門部及び競技団体との連絡調整
- (3) その他関係機関、団体等との連絡調整

3 開催準備業務の推進

- (1) 競技種目別実施要項・プログラムの作成等大会運営に関する事
- (2) 競技種目大会運営費の試算に関する事
- (3) 競技及び式典の企画運営に関する事
- (4) 競技施設・設備等に関する事
- (5) 保健衛生・環境衛生に関する事
- (6) 医療及び救護に関する事
- (7) 輸送交通に関する事
- (8) 警備防災に関する事
- (9) 広報・報道に関する事

4 先催市視察・調査

- (1) 令和 4 年度全国高等学校総合体育大会（四国大会）の視察調査
- (2) 競技開催市からの情報収集・資料収集及び分析

令和5年度全国高等学校総合体育大会
江別市実行委員会令和4年度収支予算(案)

1 収入の部 (単位:円)

項目	予算額	備考
江別市負担金	2,081,000	
その他収入	0	
合計	2,081,000	

2 支出の部 (単位:円)

項目	予算額	備考
報償費	34,000	競技種目別大会ポスター表彰等
旅費	1,894,000	四国総体視察等
需用費	108,000	事務用消耗品等
役務費	18,000	郵便代等
使用料及び賃借料	27,000	会議室使用料等
合計	2,081,000	

令和5年度全国高等学校総合体育大会競技種目別大会ポスター図案募集要項（案）

1 趣旨

令和5年度に北海道において開催される全国高等学校総合体育大会を、高校生最大のスポーツの祭典としてふさわしいものにするため、江別市における競技種目別大会を象徴し、多くの人に親しまれる競技種目別ポスター図案を募集します。

2 大会概要

(1) 全国高等学校総合体育大会とは、通称「インターハイ」とも呼ばれ、全国各地の予選を勝ち抜いた選手が集う高校生最大のスポーツの祭典です。夏季大会と冬季大会が開催されており、本道での夏季大会の開催は昭和62年以来、36年ぶりとなります。

(2) 江別市開催競技・種目

○○競技 (○○種目)	競技名
----------------	-----

3 応募資格

江別市及び江別市に隣接している市町村の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、その他大会参加資格のある学校に在籍する生徒を対象にします。

4 作品の作成基準

- (1) ○○競技の図案を募集します。
- (2) 大会をアピールするものとし、さわやかで躍動感あふれるものとします。
- (3) 色彩数の制限はありませんが、金、銀、蛍光色は使用しないものとします。
- (4) コンピューターによる作品も可とします。
- (5) 用紙は、B4版（縦36.4cm×横25.7cm）以上A3版（縦42.0cm×横29.7cm）以下のサイズを縦長に使用するものとします。

※採用された作品には、大会名、大会愛称、スローガン、シンボルマークなどを入れて、ポスター・プログラムの表紙として完成しますので、文字は入れないでください。

5 応募方法

- (1) 応募作品点数は、1人1点までとします（競技種目別に応募するのは不可）。
- (2) 応募作品は、自作、未発表のものに限ります。
- (3) 作品裏面に所定の応募用紙を貼り付けて応募してください。
- (4) 作品は学校単位で取りまとめの上、応募してください。

6 応募期間

令和4年7月上旬～令和4年8月末【必着】

7 応募・問合せ先

< 郵送・問合せ先 >

〒067-0074
北海道江別市高砂町24番地の6
令和5年度全国高等学校総合体育大会江別市実行委員会事務局
担当：〇〇
TEL：011-802-8316 FAX：011-382-3434

< 電子データ送付先 >

令和5年度全国高等学校総合体育大会江別市実行委員会事務局
担当：〇〇
E-mail：sports@city.ebetsu.lg.jp

8 審査・発表及び表彰

- (1) 作品の審査は、江別市実行委員会事務局が指名する選考委員が行います。
- (2) 入選者については、学校を通じて通知します。
- (3) 入選者には賞状及び記念品を贈呈します。
- (4) 選作品は、次のとおりとします。
最優秀賞：各競技種目1点、優秀賞：各競技種目〇点、佳作：各競技種目〇点

9 作品の取扱い

- (1) 最優秀作品は、令和5年度全国高等学校総合体育大会開催競技種目別ポスター図案として採用しますが、その際、加筆・修正等を行うことがあります。
- (2) 入選作品の著作権等、その他一切の権利は、江別市実行委員会に帰属し、また、応募された作品は返却しません。
- (3) 応募作品について著作権等に関わる問題が生じた場合は、全て応募者の責任となります。

10 個人情報の取扱い

- (1) 個人情報に関しては、選考の目的以外に、本人の同意なく利用することはありません。
- (2) 北海道個人情報保護条例に基づく場合を除き、本人の同意なく第三者に提供することはありません。
- (3) (1)(2)に関わらず、入選作品の作者の学校名、学年及び氏名は公表します。

11 その他

- (1) この募集要項に違反したものは、審査の対象となりません。後日、違反が判明した場合には、入賞を取り消すことがあります。
- (2) 応募の時点で、この募集要項の記載事項に同意したものとします。

令和5年度全国高等学校総合体育大会 競技種目別大会ポスター図案応募用紙（案）

◆応募作品

競技種目 (○で囲む)	(競技種目記入)
作品説明	

◆応募者

フリガナ			
氏 名			
学 校 名		学 年	年

※整理番号

※整理番号欄には何も記入しないでください。

令和5年度全国高等学校総合体育大会江別市実行委員会事務局規定（案）

（目的）

第1条 この規定は、令和5年度全国高等学校総合体育大会江別市実行委員会会則（令和4年 月 日総会議決。以下、「会則」という。）第12条の規定に基づき、令和5年度全国高等学校総合体育大会江別市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）の事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

（設置）

第2条 実行委員会の事務局（以下、「事務局」という。）は、江別市教育委員会教育部スポーツ課に置く。

（所掌事務）

第3条 事務局の所掌事務は、別表第1のとおりとする。

（職員）

第4条 事務局に別表第2の左欄に掲げる職員を置き、同表右欄に掲げる江別市職員をもって充てる。

（職務）

第5条 事務局長は、令和5年度全国高等学校総合体育大会江別市実行委員会会長（以下、「会長」という。）の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局職員は、事務局長の命を受け、事務局の事務に従事する。

（服務）

第6条 職員の服務については、江別市職員服務規程（昭和58年3月31日訓令第8号）の例による。

（決裁事項）

第7条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

- （1）総会の招集に関する事。
- （2）総会に付すべき事項に関する事。
- （3）実行委員会の委員等の委嘱等に関する事。
- （4）実行委員会の規定等の制定改廃に関する事。
- （5）その他特に重要と認められる事項に関する事。

(専決事項)

第8条 事務局長は、別表第3に掲げる事項を専決するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、事務局長にあつては、江別市事務専決規程（昭和59年10月30日訓令第24号）の例により、専決することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特に重要と認められる事項については、上司の決裁を受けなければならない。

(代決)

第9条 決裁権者が不在のときは、別表第4に掲げる区分に従い、同表に定める者がその事務を代決することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、重要又は異例に属すると認められる事項については、代決することが出来ない。ただし、あらかじめその処理について会長の指示を受けたもの又は急を要するものについては、この限りではない。
- 3 前項により代決したものは、当該代決した事項のうち、必要と認めるものについては、速やかに会長に報告しなければならない。

(文書の記号番号等)

第10条 文書には、「総体江市実」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、この限りではない。

- 2 決裁文書には、次の決裁区分を表示しなければならない。
 - (1) 会長の決裁を受けるもの 会長
 - (2) 事務局長の決裁を受けるもの 事務局長

(文書の保存)

第11条 処理済の文書は、事務局において編纂し、事務局長が別に定める期間保存しなければならない。

- 2 会則第16条の規定により実行委員会が解散したときは、保存文書を江別市へ引き継ぐものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、文書の取扱いについては、江別市文書運行管理規程（平成8年4月1日訓令第10号）及び江別市文書編集保存規程（平成8年4月1日訓令第11号）の例による。

(公印)

第12条 実行委員会の公印の名称、形状、寸法、書体及び使用区分は、別表第5のとおりとする。

- 2 前項の公印は、事務局長が管理する。
- 3 前2項に定めるもののほか、公印の取扱いについては、江別市公印取扱規程（平成11年3月23日訓令第5号）の例による。

(旅費及び費用弁償)

第13条 職員の旅費の額及びその支給方法については、江別市職員等の旅費に関する条例（昭和50年3月25日条例第27号）の例による。

- 2 実行委員会の委員等が会務のため旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。この場合において、費用弁償の額及びその支給方法については、特別職の職員で非常勤のものの費用弁償に関する条例（昭和31年10月4日条例第28号）の例による。

(予算)

第14条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

- 2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき、予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第15条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調整し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

- 2 会則第14条の規定により監査を受けるときは、収支決算書及び証拠書類を監事に提出しなければならない。

(会計責任者)

第16条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、会計責任者を置く。

- 2 会計責任者は、事務局長をもって充てる。

(金融機関の指定)

第17条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

(準用)

第18条 前5条に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、江別市会計規則（昭和59年3月31日規則第10号）その他の江別市の財務に関する規則等の例による。

(委任)

第19条 この規定に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年 月 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

所掌事務
（1）実行委員会の組織、人事、服務等に関すること。
（2）総会の開催運営に関すること。
（3）実行委員会の事業計画及び事業報告に関すること。
（4）実行委員会の予算及び決算に関すること。
（5）その他、実行委員会の運営に関し必要な事項に関すること。

別表第2（第4条関係）

職員	
事務局長	スポーツ課参事
事務局職員	スポーツ課職員

別表第3（第8条関係）

専決事項
（1）申請、届出、通知、照会、回答、報告に関すること。
（2）事務の分担に関すること。
（3）出張命令に関すること。
（4）1件の予定価格が2,000万円以下の工事又は製造の請負に関すること。
（5）1件の予定価格が2,000万円以下の物品の購入、賃貸借、修理及び業務委託に関すること。
（6）前2号以外の契約等に関すること。
（7）予算の流用及び予備費の充当に関すること。

別表第4（第9条関係）

決裁権者	会長
代決者	事務局長

別表第5（第12条関係）

名称	形状	寸法(ミリメートル)	書体	使用区分
全国高等学校総合体育大会江別市実行委員会 会長之印	正方形	21	れい書	